

京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間社会福祉施設において円滑な施設運営を図るため、施設の新設、改築、増築、修理等、整備に要した費用のうち、金融機関等からの借入に伴う利子補給（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 借入金融機関の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構
- (2) 年金資金運用基金
- (3) 銀行、信用金庫及び市長の認めるその他の金融機関

(対象施設)

第2条 対象施設は、市内に現に設置し、又は設置しようとする施設のうち、新設、増改築及び修理等、施設整備に係る次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉施設（ただし平成27年3月31日までに着工した施設に限る。）
- (2) 身体障害者更生援護施設（ただし平成19年3月31日までに竣工した施設に限る。）
- (3) 知的障害者援護施設（ただし平成19年3月31日までに竣工した施設に限る。）
- (4) 老人福祉施設（ただし平成12年3月31日までに竣工した施設に限る。）
- (5) その他社会福祉施設勸奨補助金交付規則に基づく補助金の交付を受けた施設（ただし平成19年3月31日までに竣工した施設に限る。）

(補助対象)

第3条 補助金は、金融機関等から貸付を受けて整備を行った施設で、市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前2条に規定する施設が当該年度中に支払う利子の総額を上限とする。但し、金融機関等との金銭消費貸借契約による返済条項に基づく未償還元金に対する年利率が、6.5%を超える場合は、6.5%を限度とする。

2 前項により算出した額が1万円に満たない場合は、その対象としない。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による補助金の交付を受けようとする者は、社会福祉施設施設整備利子補給交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 金銭消費貸借契約証書
- (2) 償還金年次表又は償還約定書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

(申請事項の変更等の承認)

第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた交付決定者は、借入条件等に伴い申請者若しくはその添付資料に記載した事項、又は申請者の添付資料を変更しようとするときは、利子額等変更申請書(第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業精算報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、条例第18条の規定による実績報告として、事業精算報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度終了後4月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) すでに支払った利子の領収書、又は領収印の押印されている通帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の経理)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給支給要綱第6条により決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。